

4 休日、夜間を含む開局時間外における調剤・相談応需体制

ア 開局時間

イ 休日、夜間を含む開局時間外の調剤・在宅業務に対応できる体制 □あり

他の保険薬局との連携

連携薬局名

連携する業務内容

ウ 休日、夜間を含む開局時間外の当該薬局を利用する患者からの相談応需体制 □あり

あらかじめ患者に伝えてある電話に回答できない場合の体制（該当するものに☑）

薬剤師の携帯・自宅電話へ転送

留守録による応答後、速やかに折り返し

その他（ ）

エ 休日、夜間を含む時間外の調剤、在宅対応体制（地域の輪番体制含む）に係る自局及びグループによる周知 □周知している

オ エの体制に係る地域での周知の方法（該当するものに☑）

地域の行政機関を通じて周知している。

地域の薬剤師会等を通じて周知している。

秋田県薬剤師会ホームページで公開予定